

対象事業に係る経費に対し**最大15万円**を支援します!

ものづくり学校等を活用した 提案型町民協働事業のご案内



●事業趣旨

隠岐の島町では、地域課題や行政課題を自ら解決しようとする団体の発想を活かした公益的な事業の提案を下記のとおり募集します。

採択された事業については役割を分担したうえで、団体と町が協働で実施します。

●対象事業

提案することのできる協働事業は、次に掲げる全ての要件を満たす事業です。

- ・隠岐の島ものづくり学校又は中老人福祉センターを主な活動場所として実施する事業
- ・第2次隠岐の島町総合振興計画等に沿った公益的な事業であり、地域の課題解決につながる事業
- ・役割分担が明確かつ妥当であり、団体と町が協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- ・団体の特性を生かした新たな発想による事業
- ・計画や予算が適正であり、提案した団体が主体的に実施する事業

●提案者の要件

協働事業を提案することができる団体は、次の要件を全て満たす団体です。

- ・PTA、女性団体、老人会、青少年育成会、地域のボランティア団体、またはその他これに類する団体等。
- ・町内に主たる事務所又は活動拠点を有すること。
- ・団体としての意思決定により事業を実施し、確実な経理処理ができること。
- ・おおむね3人以上の構成員で組織していること。

●町負担金額

採択された協働事業の実施に当たっては、隠岐の島町が、経費の負担をします。

上限額：15万円 ※交付回数は、同一事業に対して、同一年度1回限りです。

●町負担対象経費

協働事業の対象となる経費は、次の表に掲げる経費です。

賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製品費、広報費、通信運搬費、手数料、委託料、保険料、使用料及び賃借料、原材料費

※次の費用は、対象経費となりません。

- (1) 参加者の交通費、宿泊費
- (2) 参加者への賞品代、土産物代等の経費
- (3) 団体の経常的な活動に要する経費と認められる経費

●募集期間

随時受付 ※予算がなくなり次第締め切ります。

●その他

制度の詳細は隠岐の島町 HP からご確認ください。※申請様式等もダウンロードできます。

【活用例】



郷土料理作り体験事業



地域の歴史バス研修会事業



地域文化伝承事業



子どもの遊び場づくり事業



田舎暮らし体験事業



地域の特産品開発事業

【お問い合わせ】 隠岐の島町役場 中出張所 地域振興係

電話 08512-4-0002 fax08512-4-0426

Email:naka@town.okinoshima.shiamne.jp

〒685-0434 島根県隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4

隠岐の島町 中出張所

検索